

大分県報

令和四年
第二九五号
三月二十九日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一

土地改良法による換地処分……………三

第十三次鳥獣保護管理事業計画の策定及び縦覧……………三

第二種特定鳥獣管理計画の策定及び縦覧……………三

県道路線の認定に関する告示の一部改正……………四

道路区域の変更（九件）……………四

道路の供用開始（七件）……………八

重量指定道路の指定……………一〇

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………一〇

大分県土地利用基本計画の変更……………二

都市計画事業の事業計画の変更認可……………二

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二

大分海区漁業調整委員会告示

たる流し漁業の禁止……………三
伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止……………三
あわび類及びうに類の採捕の禁止……………三
投錨して行う船釣りの禁止……………五
あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為の禁止……………五

大分県海域におけるあみ等のまきえの使用の禁止……………一六
投錨して行う船釣り及びあみのまきえを使用して行う船釣りの禁止……………一七
伊予灘及び豊後水道北部におけるまがれいの採捕の禁止……………一七
豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止……………一八
訓 令 甲
大分県道路監理員服務規程の一部改正……………一八
公 告
競争入札参加者の資格に関する公示……………一八
総合評価一般競争入札の実施……………一九

告示

大分県告示第百三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字且野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北 野 正 剛

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市挾間町医大ケ丘一丁目一番地

大分大学挾間キャンパス

3 設置される特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二

口 洗浄施設及び第七十一号の二 イ 洗浄施設

種 類 第六八号の二 口 洗浄施設

令和四年三月二十九日

大分県報（告示）

等の汚水	項	目	汚水等の一日当たりの量								使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能																	
			単位														力																	
水素イオン濃度	項目	単位	m³/日								なし	八時間	間欠	⑥		①		⑥		①		⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①					
			⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①				⑧	⑤	⑧	⑤	⑧	⑤	⑧	⑤													
			⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①				⑥	①	⑥	①	⑧	⑤	⑧	⑤	⑧	⑤	⑧	⑤	⑧	⑤	⑧	⑤	⑧	⑤			
六〇八	通常の値		〇・一八	〇・〇四	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇八	〇・〇五	〇・〇一	〇・一二	通常の値			令四・五・一九	―	令四・五・一八	―	令四・四・二二	―	〇・〇六	〇・〇四	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇八	〇・〇五	〇・〇一	〇・〇四	三基	一基	一基	一基	一基	一基	三基
六〇八	最大の値		〇・二二	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇七	〇・一〇	〇・〇六	〇・〇一	〇・一五	最大の値																							

使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	種	類	汚染の状態の値			
					りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	生物化学的酸素要求量
⑧	①	⑧	①	⑧	①	⑧	①	⑧
令四・五・一九	―	八時間		第七一号の二イ洗淨施設	三	五	六〇	一〇〇
令四・五・一八	―	八時間						
令四・五・二二	―	八時間						
〇・〇五 m³	一〇基	〇・〇五 m³	一〇基					
〇・〇二 m³	一〇基	〇・〇九 m³	一〇基					
〇・〇七 m³	二基	〇・〇五 m³	三基					
〇・〇七 m³	一基	〇・〇七 m³	二基					
〇・〇一 m³	一基	〇・〇七 m³	一基					
〇・〇二 m³	一基	〇・〇一 m³	一基					
〇・〇二 m³	一基	〇・〇一 m³	一基					
〇・二一 m³	二基	〇・一〇 m³	一基					
〇・二二 m³	一基	〇・二二 m³	一基					
〇・二二 m³	一基	〇・二二 m³	一基					
五								二

県農林水産部森との共生推進室及び各振興局に備え置いて縦覧に供する。
令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百三十八号

県道路線の認定に関する告示(昭和四十八年大分県告示第二百五十号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

表の五二八の項中「県道中津高田港線交点」を「県道中津高田線交点」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

県道大泊浜
徳浦線
八番五から
白杵市大字風成字中崎一
〇七番一まで

前

八・五
〇三・〇

一五六・八

白杵市大字風成字中崎六
八番一三から
白杵市大字風成字中崎一
〇七番一まで

後

四九・〇
〇三・〇

一四三・〇

白杵市大字深江字赤礁一
四一四番四から
白杵市大字深江字赤礁一
四一四番二まで

前

七・七
〇三・一

一四〇・〇

大分県告示第百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
------------	-----	---------	-------	-----	----

県道地蔵峠
小田原線

豊後高田市長岩屋字カゲ
ノ木四九八番一地先から
豊後高田市長岩屋字森ノ
木七八番地先まで

前

A

一六・〇
〇一四・二

メートル
五五・四

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい

後

A

一六・〇
〇一四・二

メートル
五五・四

同上

白杵市大字風成字中崎六

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
------------	-----	---------	-------	-----	----

県道山香国
見線

国東市国見町赤根字今在家二〇一四
番五から
国東市国見町赤根字紺屋園二〇二二
番三まで

前

二七・三
〇一五・一

メートル
一〇六・九

後

六五・〇
〇一八・一

メートル
一〇六・九

県道豊後高
田安岐線

国東市安岐町矢川字新涯九〇一番四
から
国東市安岐町矢川字新涯八五四番一

前

一八・四
〇一一・四

メートル
一五五・〇

県道国東安岐線	国東市安岐町下原字正太郎二五四五番二地先から 国東市安岐町塩屋字室二九一番二二二まで	後	前	後
		二五・八	四一・一 一〇・八	一五五・〇
		五六・〇 一〇・八	八一八・〇	八一八・〇

大分県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

県道津久見野津線	白杵市大字乙見字内ヶ畑二四七九番三から 白杵市大字乙見字葛ヶ迫二二九三番五まで	前	後	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		二五・五 三・一	一〇三・〇 九・四	四九二・八		
		二八〇・〇	二八〇・〇	四五一・三		
県道四浦日代線	津久見市大字四浦字中ノ浦九五九番四から 津久見市大字四浦字荒代九五〇番二まで	前	後	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		八・〇 三・五	一六・九 五・五	二八〇・〇		
		二八〇・〇	二八〇・〇	二八〇・〇		

県道百枝浅瀬野津線	白杵市野津町大字藤小野字梅木元三二六番四まで	前	後	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		四・〇 三・五	一五・五 八・八	一一二・七		
		一五五・〇	一五五・〇	一五五・〇		
県道大泊浜徳浦線	白杵市大字深江字家ノ上七二六番五から 白杵市大字深江字宮ノ脇九二四番三まで	前	後	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		四・一 三・〇	二一・〇 三・九	一五五・〇		
		一五五・〇	一五五・〇	一五五・〇		

大分県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

県道大泊浜徳浦線	津久見市大字長目字押前三三七八番	前	後	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		一二・九 四・八	三五・六 六・〇	四五〇・〇		
		六六・〇	四五〇・〇	四五〇・〇		

令和四年三月二十九日

大分県報（告示）

二から 津久見市大字長目字押前三三七八番 まで	後	三五・七 一四・五	六六・〇
-------------------------------	---	--------------	------

大分県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道日之影 字目線	佐伯市宇目大字南田原字 堂ノ脇二一六番七から 佐伯市宇目大字南田原字 椎ノ木六六番四まで	前	メートル 一六・五 一・二・〇	メートル 九二・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	メートル 一四・四 八・三	メートル 一一一・〇	
	佐伯市宇目大字南田原字 堂ノ脇二一六番七から 佐伯市宇目大字南田原字 椎ノ木六六番四まで	前	メートル 一六・五 一・二・〇	メートル 九二・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	メートル 一六・五 一・二・〇	メートル 九二・六	

大分県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道上爪横 川線	佐伯市宇目大字塩見園字 坂水三四三〇番三から 佐伯市直川大字横川字タ カサレ二五五八番五まで	前	メートル 四一・〇 四・五	メートル 二、六五〇・二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	メートル 五七・〇 八・一	メートル 一、九五二・六	

大分県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道大泊浜 徳浦線	津久見市徳浦宮町二三六四番一一か ら 津久見市徳浦宮町四一一番一七まで	前	メートル 一二・五 一・二・五	メートル 一四・一
		後	メートル 一九・五 一・二・五	メートル 一四・一
県道山香院 内線	宇佐市安心院町佐田字深ケ一四七番 から 宇佐市安心院町且尾字札ノ辻八番四	前	メートル 一〇・〇 六・〇	メートル 二〇六・四
		後	メートル 一〇・〇 六・〇	メートル 二〇六・四

大分県告示第百四十六号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年三月二十九日		大分県知事 広瀬勝貞		まで	後	一五・八 〽一一・九	二〇六・四
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長			
県道飯田高原中村線	玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七五番五二から 玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七五番四三まで	前	メートル 二九・九 〽一六・六	メートル 九三・〇			
県道玖珠山国線	玖珠郡玖珠町大字太田字松信三九八六番五地内	後	六六・〇 〽六四・二	四七・〇			
平原耶馬溪線	玖珠郡玖珠町大字古後字下河内七四六番五から 玖珠郡玖珠町大字古後字下河内七四五番四まで 玖珠郡玖珠町大字古後字下河内七四六番五から	前	一四・〇 〽八・八	一八七・二			
大分県告示第百四十七号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年三月二十九日		大分県知事 広瀬勝貞		後	〽一〇・二	一八七・二	
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長			
県道書曲野田線	玖珠郡玖珠町大字四日市字台ノ田四八一番二地内	前	九・四 〽六・〇	三九・五			
県道田野庄内線	玖珠郡九重町大字田野字梅木津留一六二四番二一から 玖珠郡九重町大字田野字梅木津留一六二四番七九地先まで	後	四五・五 〽一三・三	一六・〇			
一般国道二一二号	日田市大山町西大山字塔ノ本八一五五番三から 日田市大山町西大山字塔ノ本八一六〇番三まで	前	三二・九 〽七・一	一〇四・四			
一般国道二一二号	日田市大山町西大山字塔ノ本八一六〇番三まで	後	七四・〇 〽三三・〇	一〇四・四			

令和四年三月二十九日

大分県報（告示）

一般国道四 四二号	日田市中津江村栃野字ウソノ谷二六一九番四地内	前	一五・八 〽 二三・七	二五・二
	日田市中津江村栃野字ウソノ谷二六一九番一から 日田市中津江村栃野字ウソノ谷二六一九番七まで	後	二三・四 〽 一六・三	二五・二
県道朝田日 田線	日田市大字小山字平原七七一番一地 先から 日田市大字小山字川尻六四三番一地 先まで	前	一三・一 〽 六・〇	四三〇・五
	日田市大字小山字平原七七一番一地 先から 日田市大字小山字川尻六三八番一まで	後	六二・六 〽 七・六	四三〇・五
県道山移大 島線	中津市耶馬溪町大字金吉字岸高一〇七番一〇から 中津市耶馬溪町大字金吉字岸高七八番四まで	前	一三・三 〽 六・四	一六三・〇
	中津市耶馬溪町大字金吉字岸高七八番四まで	後	一三・三 〽 七・二	一六三・〇
大分県告示第百四十八号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年三月二十九日				
道路の種類及び路線名		供用開始区間		供用開始年月日
県道成仏杵築線		国東市安岐町明治字中畑四二五番五から 国東市安岐町明治字本手四六三二番三まで		令和四年三月二十九日
大分県告示第百四十九号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年三月二十九日				
道路の種類及び路線名		供用開始区間		供用開始年月日
県道赤根富来浦線		国東市国東町成仏字赤根川二九二七番五地先から 国東市国東町成仏字赤根川二九三四番一地先まで		令和四年三月二十九日
県道国東安岐線		国東市安岐町下原字ミナト二四七一番一八から 国東市安岐町塩屋字室二九一番二二まで		令和四年三月二十九日
大分県告示第百五十号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年三月二十九日				
道路の種類及び路線名		供用開始区間		供用開始年月日
県道大泊浜徳浦線		津久見市徳浦宮町二二三四番一から 津久見市徳浦宮町四二一番一七まで		令和四年三月二十九日
県道津久見野津線		白杵市大字乙見字川平二五三三番七から 白杵市大字乙見字川平二五三三番四まで		令和四年三月二十九日
県道両子山武蔵線		国東市武蔵町成吉字高田四五九番九から 国東市武蔵町成吉字祢宜田五四六番一地先まで		令和四年三月二十九日

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道大泊浜徳浦線

白杵市大字風成字中崎六八番一三から
白杵市大字風成字中崎一〇七番一まで

令四・三・二九

白杵市大字深江字赤礁一四一四番四から
白杵市大字深江字赤礁一四一四番二まで

大分県告示第五百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道津久見野津線

白杵市大字乙見字内ヶ畑二四七九番三から
白杵市大字乙見字葛ヶ迫二二九三番五まで

県道四浦日代線

津久見市大字四浦字中ノ浦九五九番四から
津久見市大字四浦字荒代九五〇番二まで

県道百枝浅瀬野津線

白杵市野津町大字藤小野字キビジリ三四二番一から
白杵市野津町大字藤小野字梅木元三二六番五まで

令四・三・二九

県道大泊浜徳浦線

白杵市大字風成字天神森脇八九七番八から
白杵市大字風成字天神崎九三〇番八まで

大分県告示第五百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道飯田高原中村線

玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七五番五から
玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七五番五六まで

玖珠郡九重町大字町田字長井野三七四五番二〇地内

県道玖珠山国線

玖珠郡玖珠町大字太田字松信三九八七番六から
玖珠郡玖珠町大字太田字松信三九八六番五まで

玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九五六番三地先から
玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九五六番一三まで

令四・三・二九

県道平原耶馬溪線

玖珠郡玖珠町大字古後字下河内七四六番五から
玖珠郡玖珠町大字古後字下河内七四五番八まで

玖珠郡九重町大字田野字梅木津留一六二四番二一から
玖珠郡九重町大字田野字梅木津留一六二四番七九地先まで

県道田野野庄内線

玖珠郡玖珠町大字四日市字台ノ田四八一番二地内

県道書曲野田線

玖珠郡玖珠町大字四日市字台ノ田四八一番二地内

令和四年三月二十九日

大分県報（告示）

大分県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道四四二号

日田市中津江村栃野字ウソノ谷二六一九番一から
日田市中津江村栃野字ウソノ谷二六一九番七まで

県道日之影字目線

佐伯市宇目大字南田原字堂ノ脇二二六番七から
佐伯市宇目大字南田原字椎ノ木二二〇番三まで

令四・三・二九

県道中津高田線

中津市大字鍋島字京泊り七八〇番四から
中津市大字鍋島字下ノ原五一一番二まで

県道山移大島線

中津市耶馬溪町大字金吉字岸高一〇七番一〇から
中津市耶馬溪町大字金吉字岸高七八番四まで

大分県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道宇佐本耶馬溪線

宇佐市大字江須賀字正門四〇三六番一から
宇佐市大字江須賀字中村二三八番五地先まで

宇佐市院内町小野川内字中畑三四九番三から
宇佐市院内町小野川内字中畑三三三六番二まで

令四・三・二九

県道円座中津線

宇佐市院内町小野川内字中畑三四四番一地先から
宇佐市院内町小野川内字師之追四三九番二まで

大分県告示第百五十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のように指定する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

区間

指定する期日

一般国道二二七号

佐伯市白坪二五七一番二から
佐伯市弥生大字小田字湧清水八九一番一まで

令四・四・一

県道萩原下郡線

大分市大字牧字森ヶ鼻三三六番三から
大分市大字下郡字若宮田一八五六番一まで

大分県告示第百五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

指定区域の名称	市町村	大字	字	所在地
寒田北町四丁目	大分市	宮崎	子ギタ	一六一四番一の一部（標柱五号と一号を結んだ線の北側の部分） 一五七四番三九の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一五八六番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、一五八六番七の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分）、一五八六番一二、一五八六番一三、一五八六番三一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、一五八六番三三の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、一五八六番三四の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、一五八六番三六の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、一五八六番四六の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、一五八六番四七、一五八六番四八及び一五八六番五四 九六四番一の一部（標柱四号、五号及び一号を順次結んだ線の北側の部分）、九七一番二の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）、九七一番三及び九七一番四 九七五番二の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）、九七五番三から九七五番五まで、九七五番七、九七五番八の一部（標柱一号と三号を結んだ線の南側の部分）、九七五番九の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、九七五番一の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）、九七五番一五、九七五番一七、九七五番二〇の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）、九七五番五〇の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）、九七五番七一、九七五番八七、九七五番二のの一部（標柱三号から五号までを順次結んだ線の西側の部分）、九七七番四の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）、九七七番五の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）及び九七七番二四 四八二二番一の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の西側の部分） 四八二六番一の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）及び四八三〇番一の一部（標柱四号から六号までを順次結んだ線の西側の部分）
後迫	日田市	西大山	サコ	天神山 豊後大野市緒方町 井上
大山町	西大山	サコ	上立田	天神山 松原
		寒田	見取	杉河内 日田市 天瀬町 赤岩
			平田	川内 トッパ リ迫
			原	後平
			子ギタ	イラノ 松平
			見取	一三九八番六、一三九八番七、一四〇〇番一及び一四〇〇番七 一四一五番二の一部（標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分）、一四一五番九及び一四一五番一〇 一四七五番、一四七九番、一四八〇番一、一四八〇番二、一四八一番一及び一四八一番二 一五一八番
			平田	三四二番一から三四二番三まで、三四三番一、三四三番二、三四四番一から三四四番五まで、三四五番一、三四五番二、三四六番一、三四七番一、三四九番一、三四九番二及び三四九番三の七筆の一部（標柱七号、八号及び一号を順次結んだ線の北側の部分）、三五〇番、三五一番一、三五一番二、三五二番、三五三番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、三五三番二、三五三番三、三五五番の一部（標柱八号と一号を結んだ線の東側の部分）、三五六番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東
			原	四九四〇番、四九四一番、四九四二番一、四九四九番一、四九五〇番一及び四九五四番 四九六〇番二の一部（標柱九号から十一号までを順次結んだ線の西側の部分）、四九六二番一の一部（標柱八号から十一号までを順次結んだ線の西側の部分）、四九六二番二の一部（標柱九号と十号を結んだ線の西側の部分）、四九六二番三の一部（標柱九号と十号を結んだ線の西側の部分）、四九六三番から四九六五番まで、四九六六番一の一部（標柱八号と九号を結んだ線の西側の部分）、四九六六番二の一部（標柱八号と九号を結んだ線の西側の部分）、四九六六番七番一、四九六七番二及び四九七〇番の一部（標柱五号から七号までを順次結んだ線の西側の部分） 四九七一番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分）、四九七二番から四九七五番まで、四九七七番一の一部（標柱十二号から十四号までを順次結んだ線の東側の部分）、四九七七番二、四九七八番の一部（標柱十三号と十四号を結んだ線の東側の部分）、五〇一番の一部（標柱三号から五号までを順次結んだ線の西側の部分）、五〇一番、五〇二番、五〇三番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）、五〇四番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）、五〇五番一、五〇五番二、五〇一六番、五〇一七番一及び五〇一七番二 五〇三六番二の一部（標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分）

令和四年三月二十九日

大分県報（告示）

	野尻	
	野尻	榎町
これらの土地に伴う国有地等無番地の全部	側の部分）、三五六番二、三八三番の一部（標柱一号から四号までを順次結んだ線の南側の部分）並びに三八六番の一部（標柱三号から五号までを順次結んだ線の南側の部分） 三四一番一の一部（標柱六号から八号までを順次結んだ線の北側の部分） 一三六番三、一三六番四の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分）、一三七番三、一三七番四の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分）、一三九番の一部（標柱四号と五号を結んだ線の南側の部分）、一四〇番一、一四〇番三の一部（標柱四号と五号を結んだ線の南側の部分）、一四二番の一部（標柱四号と五号を結んだ線の南側の部分）及び二二二番の一部（標柱四号と五号を結んだ線の南側の部分）	

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

大分県告示第百五十七号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、令和四年三月九日、次のように大分県土地利用基本計画の一部を変更した。

なお、変更した大分県土地利用基本計画は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県土地利用基本計画図の変更

一 次の市町における森林地域の縮小

大分市、佐伯市、竹田市、杵築市、由布市、日出町及び九重町

大分県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 貞

一 施行者の名称

宇佐市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
宇佐都市計画下水道事業
宇佐公共下水道
- 三 事業施行期間
変更前 昭和六十年二月十九日から令和五年三月三十一日まで
変更後 昭和六十年二月十九日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
変更なし

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による令和四年三月二十一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、〇八五人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合

にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

二一九、二七八人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三二、四一四人

別府市 三一、九二六人

中津市 二二、八五三人

日田市 一七、七五七人

佐伯市 一九、七七三人

臼杵市 一〇、七一六人

津久見市 四、八六〇人

竹田市 五、九九八人

豊後高田市 六、二一九人

杵築市 七、九六三人

宇佐市 一五、二五六人

豊後大野市 九、九一五人

由布市 九、四二七人

国東市・姫島村 八、三六〇人

日出町 七、八三五人

九重町・玖珠町 六、八〇八人

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。

令和四年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長

小野真一

一 禁止区域

豊後水道（大分県関崎灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南）の大分県海域

二 禁止期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり全長十三センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和四年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長

小野真一

一 禁止区域

次の点イと点ロとを結んだ直線、点ロから姫島（大分県東国東郡）を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点

点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

二 禁止期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類及びうに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和四年三月二十九日

令和四年三月二十九日

大分県報（選管委告示・大分海区漁調委告示）

一 禁止区域

1 あわび類

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

(一) 豊後高田市香々地地先の次に掲げるイからへまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度四十分・四九三分、東経百三十一度三十一・三七〇分

点ロ 点イから真方位三百二十三度五分三十メートルの点

点ハ 北緯三十三度四十分・五五七分、東経百三十一度三十一・四五五分の点から真方位三百三十九度一分三十三メートルの点

点ニ 北緯三十三度四十分・五五七分、東経百三十一度三十一・四五五分の点から真方位九十三度五分十二メートルの点

点ホ 北緯三十三度四十分・五五〇分、東経百三十一度三十一・四四七分の点から真方位百四十一度十二分十メートルの点

点ヘ 北緯三十三度四十分・五二七分、東経百三十一度三十一・四六三分

(二) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・二七八分、東経百三十一度四十九・六五六分

点ロ 点イから真方位九十度五十分の点

点ハ 点ニから真方位九十度五十分の点

点ニ 北緯三十三度九・二五一分、東経百三十一度四十九・六八三分

(三) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからハまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七・八六七分、東経百三十一度五十四・〇二〇分

点ロ 点ハから真方位六十四度五十二分六十メートルの点

点ハ 北緯三十三度七・七六〇分、東経百三十一度五十三・九五五分

(四) 津久見市大字四浦字鳩浦地先の次に掲げるイからニまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 仙水漁港沖側防波堤根基に漁業権管理者が設定した点

点ロ 点イから防波堤と直角に交わる線上で沖に二十メートルの点

点ハ 点ニから防波堤と直角に交わる線上で沖に二十メートルの点

点ニ 仙水漁港沖側防波堤突端に漁業権管理者が設定した点

(五) 津久見市保戸島地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に結んだ直線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ くじらばえ西端

点ロ 点イから真方位三百二十一度五十九メートルの点

点ハ 点イから真方位二百三十二度三百七十四メートルの点

点ニ ごじらばえ東端

(六) 佐伯市上浦大字津井浦地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度三・〇八〇分、東経百三十一度五十五・六六二分

点ロ 北緯三十三度三・〇五三分、東経百三十一度五十五・七〇九分

点ハ 北緯三十三度二・八九五分、東経百三十一度五十五・七二六分

点ニ 北緯三十三度二・九三五分、東経百三十一度五十五・六〇四分

(七) 佐伯市鶴見有明浦地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十六・六六四分、東経百三十一度五十九・四五〇分

点ロ 北緯三十二度五十六・六六六分、東経百三十一度五十九・四四一分

点ハ 北緯三十二度五十六・七〇〇分、東経百三十一度五十九・四二五分

点ニ 北緯三十二度五十六・七〇九分、東経百三十一度五十九・四三九分

(八) 佐伯市蒲江大字西野浦地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域

点イ 入津湾口部北側消波堤北端から真方位八十八度十二・八五メートルの点

点ロ 入津湾口部北側消波堤南端から真方位八十八度十二・八五メートルの点

点ハ 入津湾口部北側消波堤南端から真方位二百六十八度二十一・一五メートルの点

点ニ 入津湾口部北側消波堤北端から真方位二百六十八度二十一・一五メートルの点

(九) 佐伯市蒲江大字葛原浦地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に直線で結んだ線とによって囲まれた区域

基点A 佐伯市蒲江大字葛原浦草落し場突端に漁業権管理者が設定した点

点イ 基点Aから真方位百五度百九十三メートルの点

点ロ 基点Aから真方位百二十五度百九十六メートルの点

点ハ 基点Aから真方位三百三十九度百六十五メートルの点

点ニ 基点Aから真方位三百五十六度二百五メートルの点

2

うに類

(一) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に直

線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・五一四分、東経百三十一度四十九・六八三分

点ロ 点イから真方位九十度五メートルの点

点ハ 点ニから真方位九十度五メートルの点

点ニ 北緯三十三度九・四五三分、東経百三十一度四十九・六七六分

(二) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからニまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度八・〇〇九分、東経百三十一度五十三・九三八分

点ロ 点イから真方位二百八十三度四十七分五メートルの点

点ハ 点ニから真方位二百八十三度四十七分五メートルの点

点ニ 北緯三十三度八・〇七六分、東経百三十一度五十三・九二一分

3 あわび類及びびうに類

国東市国見町地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度四十一・一四四分、東経百三十一度三十六・七三九分

点ロ 北緯三十三度四十一・一二八分、東経百三十一度三十六・七二六分

点ハ 北緯三十三度四十一・一〇〇分、東経百三十一度三十六・八一五分

点ニ 北緯三十三度四十一・〇八四分、東経百三十一度三十六・八〇三分

二 禁止期間

令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり投錨^{びよう}して行う船釣りを禁止する。

令和四年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

次に掲げるイからトまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒(日本測地系で北緯

三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒)の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒(日本測地系で北緯

三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒)の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五メートルの点

点ハ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県

西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点ト 大分市大字佐賀関関埼灯台

二 禁止期間

令和四年六月一日から令和五年五月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為(以下「まきえ船釣り等」という。)を次のとおり禁止する。ただし、第三種共同漁業権に基づき当該船釣りを行う場合は、この限りでない。

令和四年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

(禁止区域等)

一 次に掲げるイからトまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、イからチまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域において、大分海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業調整上支障がないとして承認した船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合は、この限りでない。

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒(日本測地系で北緯

三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒)の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒(日本測地系で北緯

三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒)の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五メートルの点

点ハ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県

西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

- 点ト 大分市大字佐賀関岡崎灯台
 - 点チ 東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で東経百三十一度五十分〇秒）の経線と大分市の北側海岸線との交点
 - 点リ 北緯三十三度十八分十二秒東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で北緯三十三度十八分〇秒東経百三十一度五十分〇秒）の点
 - 点ヌ 北緯三十三度十八分五十八秒東経百三十一度五十六分五十一秒（日本測地系で北緯三十三度十八分四十六秒東経百三十一度五十七分〇秒）の点
- （承認申請者）
- 二 前項ただし書に規定する承認（以下「承認」という。）申請は、次の者が行うものとする。
 - 1 漁業のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する漁業者
 - 2 遊漁のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁者
 - 3 遊漁案内行為のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁船業者（承認対象船舶）
 - 三 承認の対象となる船舶は、次の船舶とする。
 - 1 第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第二十四条第一項の規定に基づく漁場利用協定（以下「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶
 - 2 前号の漁場利用協定と同等の内容のまきえ船釣り等の規制を遵守する旨委員会に対し誓約した者の使用する船舶
 - 四 前項第一号の漁場利用協定は、次の要件を満たさなければならない。
 - 1 大分県農林水産部漁業管理課長の立会いの下に締結されたものであること。
 - 2 協定締結の当事者に大分県漁業協同組合が含まれているものであること。
 - 五 委員会は、承認をしたときは、まきえ船釣り等承認証（以下「承認証」という。）を承認申請者に交付する。
（承認証の備付義務）
 - 六 承認を受けた者は、承認船舶を使用して第一項ただし書に規定する海域においてまきえ船釣り等を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。
（指摘事項の遵守）
 - 七 承認を受けた者は、承認船舶を使用して行う第一項ただし書に規定する海域におけるま

<p>きえ船釣り等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。</p> <p>（承認の取消し）</p> <p>八 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があつたときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>（取扱要領）</p> <p>九 この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。</p> <p>（指示の有効期間）</p> <p>十 この指示の有効期間は、令和四年六月一日から令和五年五月三十一日までとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>大分海区漁業調整委員会告示第六号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、大分県海域におけるあみ等のまきえの使用を次のとおり禁止する。</p> <p>令和四年三月二十九日</p> <p>大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一</p> <p>一 禁止区域</p>	<p>地区</p> <p>いそ釣りのあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域</p> <p>船釣り（佐伯市鶴見地区においては、浮消波堤からの釣りを含む。）のあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域</p> <p>いそ釣りの全てのまきえの使用禁止区域</p>	<p>佐賀関半島地区</p> <p>一 大分市大字佐賀関高島全域</p> <p>二 大分市大字佐賀関牛島全域</p> <p>関崎灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線と大分市と臼杵市との最大高潮時海岸線における境界点から津久見市地無垢島西端見通し線との間における大分市内（高島、牛島、葛島、平瀬及び権現碇を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面</p>	<p>津久見市四浦地区</p> <p>津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）から津久見市大字四浦字高浜の護岸北端に至る間（沖いそも含む。）</p> <p>次のイからハまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面</p> <p>イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）</p> <p>ロ イから佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線上七百メートルの点</p>	
---	--	---	---	--

保戸島地区		津久見市無垢島と同市保戸島との間の海域（スカ漁場）	佐伯市鶴見地区	
ハ 津久見市大字四浦字高浜の高浜沖防波堤北端	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面。ただし、保戸島と津久見市大字四浦との境界（ともうちばえ）から大分市大字佐賀関葛島東端見通し線及び同境界から佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線以西の海面を除く。	次のイからニまで及びイの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域内の海面のうち、世界測地系で北緯三十三度八分十二秒（日本測地系で北緯三十三度八分）以南の海面。ただし、津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面を除く。 イ 津久見市沖無垢島東端 ロ 津久見市保戸島高甲岩灯台 ハ 津久見市大字四浦間元鼻 ニ 津久見市地無垢島西端	一 佐伯市鶴見宇戸島の頂上から真方位零度の線と、佐伯市鶴見と同市米水津との最大高潮時海岸線における境界点から真方位八十三度の線との間における佐伯市鶴見内（大島、高手島、小間島及び先ノ瀬を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面。ただし、次の海面を除く。 1 大島壇の鼻と立花崎を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面 2 宇戸島の頂上から真方位零度の線と、同島頂上から高手島西端見通し線	
津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島及び沖いそを含む。）				
この間における、佐伯市鶴見内（高手島及び小間島を除く。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面 二 佐伯市鶴見岩瀬を中心として半径千メートルの円で囲まれた海面	注 大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第三十四条の表の第五号及び第四十条に掲げる区域を除く。 二 禁止期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	大分海区漁業調整委員会告示第七号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣り（いか釣りを除く。）及びあみ（おきあみを含む。）のまきえを使用し、て行う船釣りを禁止する。 令和四年三月二十九日 大分海区漁業調整委員会会長 小野 眞 一	一 禁止区域 共第二十九号共同漁業権漁場区域内。ただし、大分市大字佐賀関高島東端から津久見市沖無垢島東端を見通した線の延長線以西の区域で、次の点イから点ロまでの間の沖無垢島の最大高潮時海岸線、点ロと点ハを結んだ直線、点ハから点ニまでの間の地無垢島の最大高潮時海岸線及び点ニから臼杵市飛潮崎を見通した線以南の区域を除く。 点イ 津久見市沖無垢島東端 点ロ 津久見市沖無垢島南端 点ハ 津久見市地無垢島北端 点ニ 津久見市地無垢島南端 二 禁止期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	大分海区漁業調整委員会告示第八号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり全長十五センチメートル以下のまこがれいの採捕を禁止する。 ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要

要と認めた場合は、この限りでない。

令和四年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長

小 野 貞 一

一 禁止区域

伊予灘及び豊後水道北部（点イと点ロとを結んだ直線、点ロから東国東郡姫島を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八千メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南から、点ホと点ヘとを結んだ直線（点ホから真方位七十七度）以北の海域）の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点

点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点ホ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点

点ヘ 愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上

二 禁止期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

~~~~~

大分海区漁業調整委員会告示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり釣りによる全長二十センチメートル以下のいささきの採捕を禁止する。  
ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和四年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長

小 野 貞 一

一 禁止区域

豊後水道（大分県関崎灯台から愛媛県佐田岬灯台に至る直線以南の海域）のうち、津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上見通し線（津久見市と佐伯市との境界が最大高潮時海岸線と接する点から真方位七十七度）以北の大分県海域

二 禁止期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○訓 令 甲

大分県訓令甲第二号

本 庁  
地 方 機 関

大分県道路監理員服務規程（昭和四十三年大分県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第一号中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の十四第二項」に改め、同条第二号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改める。

第三条第三項を削る。

第四条中「又は第三項」を削り、同条中「交付し、又は聴聞を行なう」を「交付する」に改める。

第六条中「第四号様式」を「第三号様式」に改める。

第三号様式を削る。

第四号様式中「第4号様式」を「第3号様式（第6条関係）」に、「添付」を「班添付」に改め、同様式を第三号様式とする。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
令和四年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等又は役務の種類

「おおいた和牛」PR委託業務

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九條第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(三) 営業に関し必要な許可、認可等を得ていない者

(四) 県税を滞納している者

(五) 営業年数が一年未満である者

(六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

令和四年三月二十九日から同年四月七日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

競争入札参加資格を取得した日から、令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の申請により行うものとする。

五 申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/snikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(六)までに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。

令和4年3月29日

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する物品等又は役務の種類

「おおいた和牛」PR委託業務

(2) 契約期間

大分県知事 広 瀬 勝 貞

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>契約締結日から令和5年3月31日まで</p> <p>(3) 調達内容<br/>別途配布する「おおいた和牛」PR委託業務仕様書」のとおり</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称<br/>大分県農林水産部畜産振興課流通推進班<br/>〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号<br/>電話 097-506-3676（直通）</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時<br/>大分県ホームページ及び大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）上に令和4年3月29日（火）から同年5月9日（月）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>4 物品等電子入札システムの利用<br/>本件入札は、物品等電子入札システムで行うものとする。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか物品等電子入札システム運用基準による。</p> <p>5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨<br/>(1) 使用言語 日本語<br/>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項<br/>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年6月1日付け大分県告示第326号。以下「競争入札参加資格」という。）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。</p> <p>(3) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、物品等電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。</p> <p>(4) この公告の日から9に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大</p> | <p>分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつていてる事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>7 入札を希望する者の資格審査申請の方法等</p> <p>6の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期<br/>令和4年3月29日（火）から同年4月7日（木）（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。<br/>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先<br/>大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号<br/>電話 097-506-2965（直通）<br/>大分県ホームページ<br/><a href="https://www.pref.oitai.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html">https://www.pref.oitai.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</a></p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間<br/>物品等電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、2の場所へ下記期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合は、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人（代表者又は受任者）の確認を行うものとする。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>る。</p> <p>期間 自 令和4年4月26日(火)<br/>至 令和4年5月9日(月) 午後5時</p> <p>9 開札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時<br/>令和4年5月10日(火) 午前10時</p> <p>(2) 場所<br/>大分県庁舎本館8階 82会議室</p> <p>10 入札保証金に関する事項<br/>免除とする。</p> <p>11 契約保証金に関する事項<br/>免除とする。</p> <p>12 無効入札に関する事項<br/>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p> <p>13 再入札に関する事項<br/>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限及び開札日時を物品等電子入札システムにより通知する。</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「企画提案点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高いものとする。ただし、提案書評価基準表に示す必須項目が1項目でも0点となった場合は落札者としなない。</p> <p>(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者のうち、合計点が次に高い者を落札者とする場合がある。</p> <p>(3) 落札者となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> |  |
| <p>15 その他</p> <p>(1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受けらる。</p> <p>(2) その他、詳細は入札説明書による。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| <p>16 Summary</p> <p>(1) The name of contract matter<br/>Commissioned Business for Public relations of "Oita-Wagyū".<br/>-The details are described in the manual of this tender.</p> <p>(2) Time Limit for Tender<br/>5:00 PM on 9 May, 2022</p> <p>(3) Contact Point for the Notice<br/>Livestock Industry Promotion Division,<br/>Agriculture, Forestry and Fisheries Department,<br/>Oita Prefectural Government Office<br/>3-1-1, Ohte-machi, Oita city 870-8501 Japan<br/>TEL (097) 506-3676</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |